令和7年度　第1回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	電力等価格高騰対応自治会防犯灯LED化補助金	①エネルギー価格高騰により電気料金の負担が増大している防犯灯の設置者が、防犯灯をLEDに交換し、省エネルギー化を図ろうとする際の経費の一部を補助することで、設置者を支援する。 ②補助金 ③20,000円（補助率50%、上限20,000円）×50灯 ④防犯灯を設置する自治会	R7.4	R8.3
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等電力等価格高騰重点支援給付金	①原油価格及び物価高騰により電気・ガス燃料等にかかる費用の負担が増大している保育所等を運営する事業者を支援する。 ②電気、燃料等の価格高騰分に対する給付金 ③宿毛市保育所等電力等価格高騰重点支援給付金給付事業実施要綱に定める利用定員121人～140人の施設に対する補助上限210千円×2施設＝420千円 ④市内の特定教育・保育施設等を運営する事業者	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護保険事業所電力等価格高騰重点支援給付金	①原油価格及び物価の高騰により電気、ガス、燃料費等の負担が増大する中、利用者負担を増やすことなく安定したサービスを提供できるよう、宿毛市の指定許可を得た介護保険サービス提供事業所等に対し給付金を給付する。 ②物価上昇分相当金額を試算し給付金として給付 ③地域密着型サービス事業所　150千円×7法人＝1,050千円 　居宅介護支援事業所　100千円×5法人＝500千円 　特別養護老人ホーム　350千円×1法人＝350千円 　通所介護サービス事業所　100千円×1法人＝100千円 　訪問入浴介護サービス事業所　100千円×1法人＝100千	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	配食サービス事業所電力等価格高騰重点支援給付金	①原油価格及び物価の高騰により電気、ガス、燃料費等の負担が増大する中、利用者への負担を増やすことなく福祉サービスの安定的な提供を行っている配食事業者を支援するため、事業規模に応じて給付金を給付する。 ②委託費の積算単価に物価の上昇率を乗じたものを基準とし、配食数から事業所ごとの給付額を算出する。 ③土日祝日対応事業者　102千円 　週2日市内全域対応事業者　202千円 　週2日市内（宿毛中）対応　30千円 　週2日市内（宿毛中以外）対応　83千円 　沖の島対応事業者　8千円 ④宿毛市配食サービス事業受託事業者	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応学校給食費負担軽減事業	①国際情勢の変化等による原材料費高騰に伴う給食費値上げを抑制し、子育て世帯を側面的に支援する。 ②食材購入費（材料費）への充当（教職員分を除く） ③小学生603人×110円（一食当たりの高騰分）×189食≒12,537千円 　中学生295人×110円（一食当たりの高騰分）×189食≒6,133千円 ④小中学校における児童・生徒	R7.4	R8.3
6	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応水道基本料金等無償化事業	①エネルギー・食料費価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（官公庁を除く）の支援を行う。 ②水道料金の基本料金及び量水器使用料の減免（令和7年6月請求分から令和7年10月請求分）を行うため、減免相当額を水道事業会計へ補填するもの。 ③水道料金減免相当額11,586,522円×5月＝57,932,610円≒57,933千円 　うち57,682千円に交付金を充当し、充当残額251千円は一般財源 ④官公庁を除く水道使用者	R7.6	R7.10
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	電力等価格高騰対応自治会防犯灯LED化補助金【追加分】	①エネルギー価格高騰により電気料金の負担が増大している防犯灯の設置者が、防犯灯をLEDに交換し、省エネルギー化を図ろうとする際の経費の一部を補助することで、設置者を支援する。 ②補助金 ③20,000円（補助率50%、上限20,000円）×50灯 　うち528千円に交付金を充当し、充当残額472千円は一般財源	R7.7	R8.3
8	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	電力等価格高騰対応省エネ家電製品買い替え促進補助金	①エネルギー価格高騰等の影響により会計の負担が増加している生活者の支援を行うことを目的に、省エネ性能の高い省エネ家電製品（エアコン、冷蔵庫、テレビ）を買い替えた市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、電気料金の負担軽減による生活者支援を行う。また、合わせて省エネ家電製品への買い替えを促進を通じて、二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化の防止にも寄与する。 ②補助金 ③補助率1/3、補助上限：エアコン50,000円、冷蔵庫50,000円、テレビ30,000円、1世帯当たりの補助金上限額100,000円 1世帯当たりの補助金上限額100千円×140世帯＝14,000千円	R7.7	R8.3